

第 111 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 4 年 3 月 10 日（火）14 時 00 分～15 時 30 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 11 階 研修室（WEB 会議）
3. 出席者
 - （1）審議会委員（敬称略・五十音順）
上月陽子、柴田眞里、高野一彦、玉置久、中川丈久、灘本明代、西海恵都子、西口竜也、西村裕三
 - （2）実施機関の職員
福祉局くらし支援課臨時特別給付金担当課長
環境局事業系廃棄物対策課長
 - （3）事務局の職員
市長室担当部長、企画調整局デジタル戦略部担当課長 ほか
 - （4）傍聴者
なし
4. 議 題
 - （1）審 議
 - ①神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施について
 - ②廃棄物及び土砂の不適正処理等に係る監視カメラの設置について
 - （2）その他
 - ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）
 - ②新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）
5. 議事要旨
 - （1）審 議
 - ①神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施について
福祉局くらし支援課から、神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施について、条例第 7 条（収集の制限）及び条例第 9 条（利用及び提供の制限）、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委 員 27 ページのフロー図なんですけれども、③が見当たらず、サーバーのところに③の情報と書いてあったのは分かるんですけど。

○くらし支援課 ①②のところの後に、課税情報システムの突合というところがあるかと思うんですけど、そちらに③を入れさせていただいています。

○委 員 突合したデータは何というのは、リストアップしなくて良いのかなと。

- くらし支援課 凡例がないということですか。
- 委員 凡例というか、何のデータというところが、よく分からなくて。②や④は、データの名前が書いてあるじゃないですか。①はデータ書いてなくてこれは、図の見方がよく分からなくて、③でアクセスしますよというご説明だったので、アクセスするという意味なのかなと思ったのですが、③で全庁ファイルサーバーの情報って、その③の情報があった方がいいかなと。
- くらし支援課 そちらについては、ご指摘いただきましたので、補記させていただきます。
- 委員 それから根本的な問題なんですけれど、メールって書いてあるのは、電子メールなんですか。それとも紙のメールなんですか。
- くらし支援課 メールについては、電子メールでパスワード設定をしたものになります。
- 委員 それ絶対にやっちゃいけない行為だと思うんですけど。個人情報保護審議会なので強く言いますが、パスワードを付けようがこういう個人情報を送ることはセキュリティ上、良くないんじゃないかということをお伺いしたいんですけど。神戸市は奨励しているんですか。
- デジタル戦略部 庁内のメールですので、庁内だけを通る形になりますけれど、宛先等の間違いもありますので、積極的にメールを使ってのやり取りを奨励している訳ではございませんが、一定のパスワード保護とかをかけたうえで、個人情報をメールでやり取りすることについて、ポリシー上も禁止していないというのが現状でございます。
- 委員 たぶんこの案件だけではなくて、たぶん早急にそこら辺のシステムを変えた方がいいと思うんですけど。現状のセキュリティとしては、一般的にメールでたとえパスワードを付けようが個人情報を送ってはいけないというのが通常の認識だと私は思っていたんですけど。例えば、うちの大学の中でも決してそれはしていない。多分神戸市さんもそれをしないために、今までキントーンとか要はサーバーとかを使って、重要な個人情報のデータをやり取りしていたと思うんですけど、メールはOKなんですか。
- デジタル戦略部 一律で、メールで禁止しているものではないということございまして、例えば、外部とのやり取りであれば、ファイルを交換するためのファイル交換のサーバーを使っていたりなど、そういったやり取りをする形になるかと思いますが、例えば、そんなに大量の件数ではなくて、日常的に市民の方とやり取りをするうえで、個人情報を取り扱うこともございますので、ポリシー上は、一律に禁止されていないというところでございます。ただ、おっ

しゃるように、内部でのやり取りとはいえ、宛先の間違いというリスクもありますので、媒体で、USBを使うなどの方が好ましいなというふうに、ご指摘を受けて考えているところでございます。

○委員 員 　　たとえ1件であろうが、私の場合はやってはいけないことという認識なんですけど、そこら辺、神戸市さんと我々の慣習とは認識が違うという理解でいいんでしょうか。

○デジタル戦略部 　補足させていただきますと、これは庁内のメールになりますので、庁内の専用のネットワークを使って送っているという形になります。

○委員 員 　　要は、絶対外に出ていかないと。ファイアウォールの中での行き来であって、外部とのやり取りをしているメールサーバーとは違うと。

○デジタル戦略部 　庁内のメールサーバーを使っているという形になります。それぞれ、市の機関、所属同士のやり取りになりますので、市の庁内のネットワークの中でのメールの移動ということになります。

○委員 員 　　要は庁内のやり取りというのは理解できたんですけど。ということは、メールサーバーは違うという認識で良かったんでしょうか。

○デジタル戦略部 　はい。

○委員 員 　　つまりは、障害支援課のAさんが普段使っている、外部とのやり取りで使っているメールアドレスと個人情報を送るメールアドレスは違いますという理解でいいんですか。

○デジタル戦略部 　メールアドレス自体は同じになっています。

○委員 員 　　じゃあ、同じメールサーバーを使っているのだから、それは庁内のネットワークとは言えないんじゃないですか。

○デジタル戦略部 　神戸市の kobe.lg.jp のメールを所管するサーバーを庁内にメールサーバーとして立ててございます。庁内の職員同士のメールアドレスでやり取りをしますと、庁内に立てたメールボックスの中で実際にはやり取りされるので、今回のケースに関していいますと、外部のメールサーバーとの通信は発生せずに、中のメールサーバーだけでやり取りが完結します。

○委員 員 　　分かりました。ただ、認識としては、一般的にこういう個人情報をシステムがないから、メールを使っているんだと思うんですけど、普段よく使われま

すよね、キントーンとか。ああいうようなサーバーに直接置くようなネットワークを構築された方が、将来的にはいいんじゃないかなと思いました。

○委員 システム的には、外部に絶対出ないということであれば、多分そういうシステムがないので、納得せざるを得ないと思うんですけど、市役所の職員がメールでこういうのを送っているよというセキュリティ上の認識がないというのは良くないと思うので、将来的には、これはメールでやり取りするんじゃないくて、ネットワークでサーバーに直接データを置けるようなシステムを作られた方がいいと思いました。現状のシステムとしては最善の方法だと、そこの辺は理解しました。

○事務局 委員ご指摘の点ですけれど、この審議会は事前相談というものを実施機関から受けておりますので、その時に、同様のようなことを計画している分につきましては、事前の段階で別の方法に置き換えるように指導させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員 理解しましたので、はい。

○委員 専門家の意見ですので、十分検討していただきたいと思います。

○委員 他にご意見ございますでしょうか。

○委員 先程の委員と同じような感じかもしれませんが、例えば、26 ページとか 27 ページで、セキュリティのことが書かれているんですが、お話を伺っていて、27 ページの図で、神戸市という括りがあるんですよね、ラウンドボックスで上が欠けているんですけど。ここが、いわゆる中と考えるといいんですか。すなわちファイアウォールの中。

○くらし支援課 そのとおりです。

○委員 そうすると、③の突合処理をする業者というのは、中に入れる人なんですかね。

○くらし支援課 左様でございます。

○委員 分かりました。そうすると、その図で一つだけ気になるのが、この右のいわゆる進捗管理システムというサーバーなのかシステムなのか分かりませんが、委託と書いてあるのは、中外両方どれにあたりますか。

○くらし支援課 正確に申し上げますと、外にはなるんですけど、インターネット環境には

接続されていない環境で、この進捗管理システムは作っておりますので、外部からのアクセスはできないようになってございます。

- 委員 できないようになっているということで、データ取込みというところで USB のマークが付いているんですね。この委託業者との間というのは、神戸市は知らない、委託業者任せということになるんですか。ある意味、セキュリティポリシーでちゃんとやれよということと考えたらよろしいんですかね。今回は、委託業者がちゃんとやっているはずだという理解で良いんですか。
- くらし支援課 今回、ベースとなるシステムにつきましても、特別定額給付金のときに構築したシステムを今回のものに転用と言いますか、アレンジをしていただく形で構築をいただいているんですけど、前回納品いただいたベースのものは、我々の方も確認させていただいておりますので、問題がないものとして判断してございます。
- 委員 ということは、この進捗管理システム（委託）というものから、右側で委託業者に任せているところの処理というのは、全部ひっくるめて委託事業者の方でセキュリティも全部やってもらうという理解でよろしいでしょうか。
- くらし支援課 はい。
- 委員 分かりました。それともう一つ、これは言葉の問題なんですけど、例えば 26 ページの 6（2）の①の冒頭に暗証番号ってあるんですけど、この暗証番号というのは、上のところというパスワードに相当する訳ですか。
- くらし支援課 左様でございます。
- 委員 どこの暗証番号なのかなど。部屋の暗証番号なのか、それとも計算機システムに入るときのパスワードなのか、その辺がちょっとよく分からなかったというのと、あと、その後の事務室内設置のファイルサーバーというのは、何を指すのかがよく分からなかったと。これは、こういうふうな書き方で、一般的な書き方をしてあるものと理解していいのかもしれませんが、折角 27 ページの図がついている訳ですから、このサーバーはどのサーバーやるというのが気になっていまして。
- くらし支援課 事務室内設置のサーバーの件ですが、こちらは進捗管理システムのサーバーになります。
- 委員 ですけど、こちらは委託している訳ですから、委託業者がやることをここに

書いてあるということですかね。

○くらし支援課 委託業者が管理といいますか、進捗管理システムを見ておりますけれど、我々の方も、進捗管理システムについては、入れるようになっておりますので。

○委 員 そこだけは、両側が見ているということですね。

○くらし支援課 はい。そうです。

○委 員 もうちょっと具体的に書けたら、ここまでちゃんとやっているということを書き方の問題だけかもしれませんし、ここではそれが不必要ののかもしれないかもしれませんが、こういうことをきちっとやっていますというのをできるだけ正確に書かれた方が良いと思います。

○委 員 ただいまの委員ご指摘の件、よろしくご検討ください。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委 員 他になければ、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施」についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金を支給することになりました。そこで、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報、行財政局税務部市民税課が保有する住民税課税情報等を利用し、給付対象者を抽出するとともに、進捗管理システムを構築して、資格対象者の照合等を行うことは、正確かつ迅速な処理と、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②廃棄物及び土砂の不適正処理等に係る監視カメラの設置について

環境局事業系廃棄物対策課から、廃棄物及び土砂の不適正処理等に係る監視カメラの設置について、条例第7条（収集の制限）並びに条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委 員 この案件は確か、2年ほど前に審議に諮って、了承されて監視カメラが設置されて、運用されている、あの案件の継続案件を拡大する案件だと思うんで

すが、この監視カメラの設置については、市民の利益のために必要なことだろうと思っております、有益なんだろうと考えているのですが。確認までなんですけれど、監視カメラが撮影したデータというのは、14日間保存されて、もし何か違法な投棄があった場合に、それを見に行行って行為者を確認する。そうでなければ、その画像は、一般の人でも当然映っている訳ですから、見に行かない。そういう使い方をしていると記憶しているのですが、それでよろしかったでしょうかという確認です。

○事業系廃棄物対策課 はい。そういう形でございます。

○委員 これは、以前の延長線上で、カメラを山間部等にも置きたいという趣旨だと思うんですけど、読んでいてふと思ったことなんですけれど、7ページの5. 監視カメラの設置、使用、撮影方法(5)に「カメラは、電柱や自立柱へ固定設置する監視カメラと、小型のセンサー式の監視カメラを用途に応じて選定する。」となっているんですけど、この2つのコントラストが極めて悪いので、この2つの監視カメラの違いは何だろうと思うんですけど。例えば、9ページから始まる監視カメラ使用基準の第6条ですね、10ページにある。それを見ると、常時設置する監視カメラと短期的に設置する監視カメラということで、分類されているんですけど、これとリンクというか、整合するものですか。それとも、また違う監視カメラの分類をされておられるのでしょうか。

○事業系廃棄物対策課 一緒でございます。

○委員 この7ページの(5)は、もう少し分かるようにした方が良いように思います。片や固定設置ですけど、これはいわゆる常時の方ですか。固定は問題じゃなくて、ずっと付けてるということで、小型のセンサー式と言っても、別に何の意味もないので、これがいわゆる常時じゃないという意味ですかね。

○事業系廃棄物対策課 そうです。固定するものは常時という形で。

○委員 そこをはっきりするように、書き方を少し修正された方が分かりやすいように思います。

○事業系廃棄物対策課 分かりました。

○委員 固定か、固定でないかというよりも、常時設置か短期設置かの違いの方が大きいということですよ。それをはっきりとさせて欲しいということですかね。

- 委員 要は、そういうことです。
- 委員 理解しました。その辺をよく検討してください。
- 委員 収集の色々な項目を決められていると思うんですけど、これを利用するときの規定というのは、この管轄外なんですか。提供の制限があるのは分かっているんですけど。
- 事業系廃棄物対策課 当然、私どもの方で見まして、必要に応じて捜査等の依頼があれば、提供するという形になりますけど、使用についても、当課の方で行う形になっております。
- 委員 警察の捜査については、そのまま提供なのかもしれませんが、それ以外には提供する予定はないということなんですか。
- 事業系廃棄物対策課 土砂の建設局への提供と警察への提供というのは、目的が整合すればする訳ですけど、私どもとしては、廃棄物の不適正な処理、もしくは土砂の不適正な処理について、それを見つけて指導にあたるという形になっております。
- 委員 そうすると、それ以外の使用目的には使わないという感じなんですか。
- 事業系廃棄物対策課 はい。目的としては、廃棄物もしくは土砂の適正管理に使うというものでございます。
- 委員 近くで殺人事件があったから、このビデオを請求っていうのは、目的外であって提供しないと、それは刑事事件なんで別に決まりがあるんですか。
- 事業系廃棄物対策課 そういった関係につきましては、取扱い基準に基づきまして、第10条の法令に定めがある場合を除きという、法令の捜査事項照会に関しては、提供いたします。
- 委員 それ以外については、提供しないという理解でいいのですか。
- 事業系廃棄物対策課 はい。基本的には、こういった法令に基づく照会以外には、外部提供いたしません。例外につきましては、この度基準に入れさせてもらいました、関係部局への情報提供、その他は当課における適正指導のために、情報は使用いたします。
- 委員 分かりました。この案件というのは、随分前から審議をされて、継続してや

ってこられているんですが、監視カメラが実際に効果があったかどうかというの、今回ありましたでしょうかということ伺いたいのですが、感覚としていかがでしょうか。

○事業系廃棄物対策課 私どもの不適正排出につきましては、映る部分については、そんなことは起こっていない、通報がないという事案もありまして、これがあつたから、他のところも全部減つたというのは、分かりませんが、映るところについては、一定の効果が出ているところもあると認識しております。

○委員 他に質問いかがでしょうか。ご質問ございませんか。

○委員 それでは、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。「廃棄物及び土砂の不適正処理等に係る監視カメラの設置」についてですが、廃棄物の不法投棄対策のために既に設置している監視カメラを、新たに不適正な残土処理についても指導対象とし、適正な行政指導に活用するという事です。また、宅地造成の規制を担当する建設局防災課が限定的に画像データを利用することは、不適正な土砂等の盛土による災害の発生防止等に繋がり、市民の安全な生活環境が確保されるとともに、警察等捜査関係者との連携による早期の事案解決に寄与するものであり、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委員 本日審議いたしました、12件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 (異議なし)

○委員 それでは、そのように処理させていただきます。

○委員 それでは、次に報告事項に移ります。

(2) その他

①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について

会長から、特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

②新たに個人情報を電子計算機処理することについて（報告）

事務局から、神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号に基づき新たに個人情報を電子計算機処理することについて、報告がなされた。

- 委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。
- 委員 （質問等なし）
- 委員 それでは、これをもちまして、第 111 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。